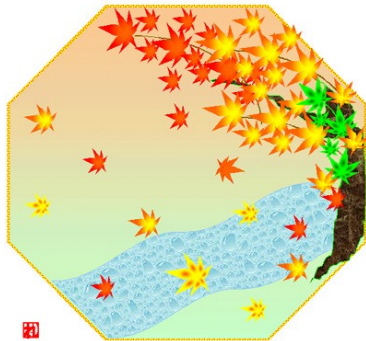


# ぷりめ〜る 16



2006. 秋号



〒661-0033 尼崎市南武庫之荘10丁目11番15号  
特定非営利活動法人 地域共生スペース プリぱ  
電話(06)6433-3256 FAX(06)6433-3320  
Email:puripa@nifty.com  
HP:<http://hccweb1.bai.ne.jp/~hdge1101/>

こんにちは！！

今年の夏も例年とおなじくパワフルに、そしてあわただしく過ぎていきました。猛暑だった夏の疲れを癒す余裕もなく、なかなか定まらない新しい制度に不安を抱えながら焦る日々。9月半ば頃から、少しずつ障害福祉サービス事業や地域生活支援事業の中身も、明らかになってきました。

支援費制度が財政破綻を起こしたために導入された自立支援法、10月1日からの完全施行に先んじて、4月から1割の本人負担が始まっています。

自分らしく生きたいのは人として当たり前、自立を望み実現しようと動き出すことは当然といえます。自分らしく生きるために必要なサービスを使い出したのです。財政破綻は利用量の急激な増加を国が予測できなかったことにあります。利用量の急激な増加によって自己負担が発生することを全面否定はしませんが、負担が大きくて必要なサービスを受けられなくなるとしたら大きな問題です。現にこれまで受けてきたサービスが受けられなくなり、今までの暮らしが続けられない、そんな方々がたくさんいるのです。国の政策には、それぞれの暮らしや思いがもっと反映されるべきです。

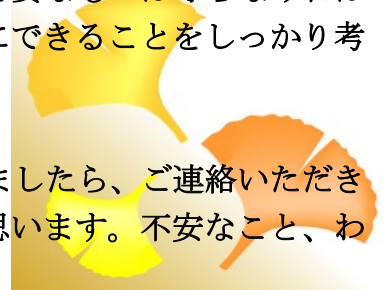
全都道府県と政令指定市などの主要都市、特別区のうち約4割が負担軽減策を実施、あるいは導入を予定しているということです。(周辺では、伊丹市・宝塚市に軽減策があります。)

更に、地域生活支援事業についても、それぞれの市町村によって内容や上限額管理のしかたなどに違いが出ており、同じサービスを同じ量使っても住む場所によって負担が大きく変わってくるという状況がおこります。明らかに不平等な状況！こんなんでいいのでしょうか？

「金が無いから…我慢してください」?! それが、生きるために必要なことでも？

わたしたちはどのようにたつべきか？人として、自分らしく生きるのに必要なものは守らなければなりません。必要なサービスが受けられなくなることが無いよう私たちにできることをしっかり考えていこうと思います。

9月下旬から、受給者証が送られてくることと思います。受給者証が届きましたら、ご連絡いただきますようお願いいたします。重要事項説明、契約をさせていただきたいと思います。不安なこと、わからないこと、ありましたら遠慮なさらず、ご相談ください。



## 世界の流れに逆行する経済大国・日本

### 「障害者権利条約」、8/25 国連総会・特別委員会で草案採択！

世界中の国々が集う国連の委員会で、先月 25 日、障害者権利条約草案が採択された（外務省ホームページ）。その中に、つぎの文言がある。

「この条約を結んだ国は、障害のあるすべての人が他の者と平等な選択を有して、地域社会で生活する平等な権利を認め、…この権利の完全な享有並びに地域社会への完全なインクルージョン及び参加を容易にするための、効果的かつ適当な措置をとる。

- a、略
- b、障害のある人が地域社会における生活及びインクルージョンを支援するために地域社会からの孤立及び隔離を防止する為に必要な在宅サービス、居住サービス、その他の支援サービスを利用することができる。
- c、地域社会における公衆向けのサービス及び設備が、利用可能であり、ニーズに応ずること。」（第 19 条）  
自立生活及び地域への包含（インクルージョン）

全文を含む 41 条からなるこの「障害者権利条約」は、年内にも国連総会場で採択されるという。

### 差別は許さない声を、一段と高く！

一方、足元を見れば、わたしたち日本という国は、お金が無いからと、この 4 月から、年金暮らしの障害者（一級で月 8 万円ほど）はじめ大人の障害者含め（この 10 月からは子供たちまでから）、使った福祉サービスに応じて利用料 1 割負担・食事代の実費負担がとれない、大問題になっている。

介護無くして生きていけない人達。その人達の生き死にに関わることで、金の有無が左右する。障害が重い人ほど往々にして負担が重く、大人の障害者には親兄弟姉妹からも金を取るというこの国の滅茶苦茶さは利用回数減・利用を止めるなどを招き、当事者を中心に大反発を食らっている。それが証拠に、全国の都道府県市町村では、これはあまりにもひどすぎると、自治体も独自の減免措置をとらざるをえない有り様。（その数は 200 を超えていて、ご存知の通り、兵庫県下では、神戸市、福崎町、伊丹市、宝塚市）

### 時代は追い風ゾ！

10 月からの新たなスタートに向けて、外出介護はじめもろもろの支援は、当然現状は、維持してもらわなくてはならない。報酬単価減がヘルパー確保難につながることも、現状後退となり、許されない。昨年 10 月、自立支援法成立に伴う附帯決議などで、「現状サービスの低下を招かない」との約束は忘れまい。世界の流れに逆らうことも、許されるものでない。時代は、追い風なのである。（S.K）

### お知らせ

※ 10月1日からは「改正道路運送法」も施行されます。内容はいろいろありますが、特に重要なのは有償（「ぷりば」は1キロ50円）で車両を使う場合に「登録」が必要になることです。「ぷりば」はすでに「登録」（9月末までは「許可」）を済ませていますのでご安心ください。今までと変わらず、ご利用頂けます。

※ 利用者の皆様から「振込より自動引落にできないか」というお声が数多く寄せられています。そこで、郵便貯金口座からの「自動引落」実施について皆様にお伺いをしておりますが、郵便口座からの引落は100人以上の場合に適用されます。したがって、ご希望の方が 100 人に達しない場合は、他の金融機関を検討させていただきます。



## 【スタッフ紹介】



片島恵美子（看護師）広島県出身

好きなこと；読書、音楽鑑賞(ゴスペル)、スローフード作り(味噌、キムチなど)  
三児の母。子育て真最中ですが、周りの人々に支えられ、6月末からぷりぽでお世話になっています。

皆様、よろしくお願い致します。



はじめまして、清田仁之（まさゆき）です。

西宮の『かめのすけ』というヘルパー派遣事業所で3年間働いてきましたが、  
来年4月に独立すべく、今年7月に退職し、ぷりぽでヘルパーとして勉強させて  
いただくことになりました。未熟な点が多々あるかもしれませんがどうぞよろし  
くお願いします。



## 写真紹介 (^o^) ♪



**尼崎養護学校プールです。**  
**今年も 2日間貸切させていただきました。**

**と〜っても広々！楽しかったです！！**



**ケーキ屋さん ショウタニ玄関で  
撮影しちゃいました！！  
クリスマスシーズンではありませんが  
イルミネーションがキレイ！！でした！！  
このあと、もちろんケーキも購入〜〜  
おいしかったで〜す。**





## 【ご報告】 ぷりぱ2号館OPENしました！！

すでにご存知の方もおられると思いますが、6月ごろより、ぷりぱの新館がスタートしています。いまのところ、重心の方や、宿泊のために使っていただいています。本館と2号館との使い分けがはっきりと決まっていませんので有意義な使いみちを考えたいと思います。ご報告が大変遅くなってしまいましたが、どうぞ、よろしくお願い致します。

**住所…南武庫之荘 12-20-70 tel. & fax 06-6433-2320**

※ 医療生協病院前の一本道を西に。突き当たりの集団住宅内です。



## おすすめ～る No.4 【お店紹介】

### 甘味処 りょうちゃん

**住所：伊丹市昆陽字ハサ20-3**

伊丹市にある素敵なお店「甘味処 りょうちゃん」は、ぷりぱの利用者さんである岡田良子さんのご自宅の離れにあります。こじんまりとした落ち着ける空間になっていて、ゆっくりとすごせます。長居は大歓迎だそうですよ！

先日、ぷりぱの利用者さんと一緒にお昼を食べに行ってきました～オムライスと、ぜんざいと、にゅうめんを注文しました。オムライスはお父さんこだわりのソースが絶品！！

にゅうめんとたこ焼きの絶妙なハーモニー

「…まさに料理界の IT 革命やー！」(彦麻呂風)

ぜんざいは焼いたお餅が香ばしく、甘さも控えめで何杯でもいけそうです。夏の間はかき氷も出されていて、子どもたちから高齢者までたくさんの方が来店されたそうです。

地域の方々とふれあいがもてれば…と始められたこの「りょうちゃん」良子さんにご両親の思いがいっぱい。ぜひ、皆さん行ってみてくださいね！

|         |                   |        |    |        |       |
|---------|-------------------|--------|----|--------|-------|
| 営業時間・・・ | 11時から16時          | 駐車場・・・ | 有り | 定休日・・・ | 水・日曜日 |
| メニュー・・・ | ことこと煮込んだ甘さ控えめぜんざい | ¥300   |    |        |       |
|         | たこ焼き入りにゅうめんセット    | ¥450   |    |        |       |
|         | オムライス             | ¥400   |    |        |       |
|         | きなこもち             | ¥200   |    |        | などなど… |

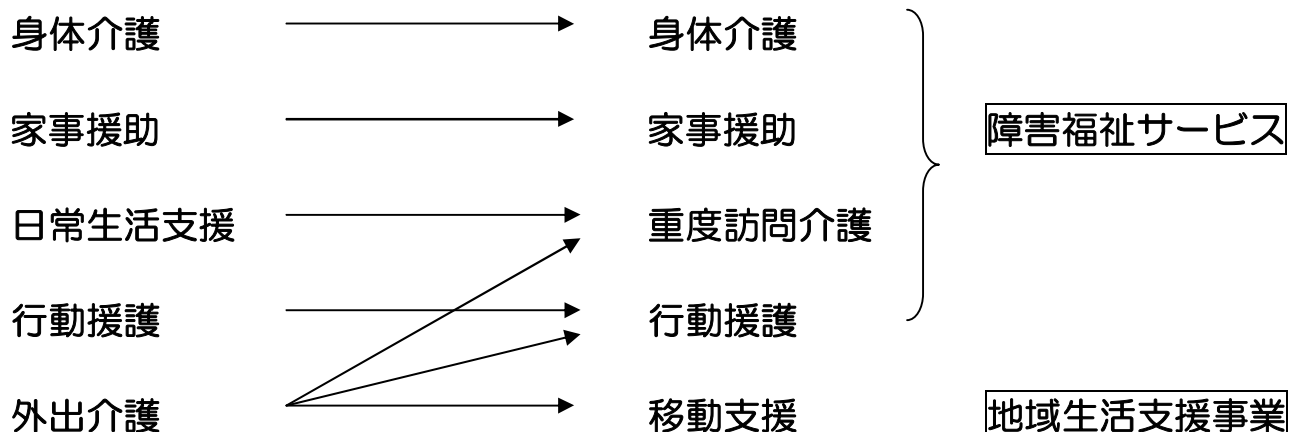


## 新たなサービス体系について

10月1日から障害者自立支援法が完全実施され、新たなサービス体系が始まります。10月から国庫負担金を財源とする障害福祉サービス（自立支援給付）と、国庫補助金を財源とし市町村が実施する地域生活支援事業とに分かれます。サービスがどのようにかわるのか、とくに外出介護がどのように変わるのか市によって違いが出てきますのでお知らせします。

9月30日まで

10月1日から



**尼崎市** 現行で外出介護の方は、ほとんどが移動支援となる。現行で日常生活支援を受給されている方は重度訪問介護に移行。行動援護はサービス提供事業所の状況をみながらケースごとに決定。支給量と単価は現状を維持する。障害福祉サービスと障害福祉サービスから移行サービス（移動支援やデイサービスなど）の自己負担を合算し、上限額管理を一体化する。

**西宮市** 障害程度区分4以上の方は、現在のサービスプランに基づいて移動支援、あるいは重度訪問介護の決定がされる。移動支援の単価は従前の外出介護と同等。障害福祉サービスと障害福祉サービスから移行サービス（移動支援やデイサービスなど）の自己負担を合算し、上限額管理を一体化する。

**伊丹市** 外出介護は行動援護、重度訪問介護、移動支援へと移行。移動支援の単価は従前の外出介護の単価ではなく、新たに低い単価を設定。障害福祉サービスと障害福祉サービスから移行サービス（移動支援やデイサービスなど）の自己負担を合算し、上限額管理を一体化する。市独自の自己負担の軽減策がある。

**宝塚市** 移動支援はまだ決定していないが、従前の外出支援の単価を基本にし、加算の算定は行わない方向。障害福祉サービスと移動支援は上限額管理を別立てとする。それぞれに市独自の利用者負担緩和措置がある。

## 緊急一時保護について

県と市の事業である緊急一時保護について、宿泊は継続されますが日中利用は廃止となります。したがって、日中は緊急一時保護からはずれ、地域生活支援事業の日中一時支援事業に組み込まれることになります。自己負担は地域生活支援事業の上限額管理には合算されず、従前どおり別立てとなります。これまで通り利用できますが、市によって利用方法や単価が違ってきますので、また、不明点などはお気軽に問い合わせ下さい。